

平成 25 年 5 月 27 日

関係人 各位

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂本 幸雄

管財人 小林 信明

## 第 1 回目の 100%減増資のお知らせ

弊社は、平成 24 年 2 月 27 日に東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同年 3 月 23 日、同裁判所から会社更生手続開始の決定を受け、その後、同年 8 月 21 日に更生計画案を提出し、同裁判所は、平成 25 年 2 月 28 日、更生計画の認可決定をしました。

認可決定を得た更生計画においては、更生計画認可決定日から 3 か月を経過するまでの間に、①発行済株式の全て（自己株式を除く。）の無償取得、及び発行済株式の全ての消却、②資本金の額及び資本準備金の額の減少、③管財人である小林信明弁護士を引受人として募集株式の発行、を執行することを定めており、弊社は、平成 25 年 5 月 27 日において、上記①から③まで（第 1 回目の 100%減増資）を実行し、当該 100%減増資により、弊社の株主が保有していた株式は全て消滅し、弊社の株主は暫定的に管財人の小林信明弁護士のみになりました。

株主の皆様に対し、株式消滅という結果につきお詫び申し上げます。

株式の取扱いについては、本書末尾の【株式の取扱い】をご参考下さい。

なお、既にお知らせしておりますとおり、今後、マイクロン社とのスポンサー契約のクローゼン条件を充足した場合、更生計画に基づき、同社による出資（第 2 回目の減増資）が実行される予定です。第 2 回目の減増資において、弊社は、小林信明弁護士が保有する株式の全てを無償取得し消却するとともに、マイクロン社を

引受人として募集株式の発行を行い、その結果、弊社の株主はマイクロン社のみになります。その後は、マイクロン社の子会社として、事業を継続してまいります。

**【株式の取扱い】**

○株式を消却した日

平成 25 年 5 月 27 日

○株式会社証券保管振替機構の取扱いの廃止

平成 25 年 5 月 28 日をもって取扱いが廃止されました。

○消却したことの証明書を要する場合

お取引がある証券会社から発行される場合もありますので、それでは足りず更生会社が発行する証明書を要する場合に限り、管財人室株式係宛にご連絡下さい。

〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

更生会社エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室株式係

電話番号 0120-670143 (平日午前9時～午後5時30分)

FAX 03-3281-1726

以 上